

大阪市住之江区役所特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談・連絡調整等に関する業務に係る会計年度任用職員（利用者支援専門員）要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市住之江区役所特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談・連絡調整等に関する業務に係る会計年度任用職員（以下「利用者支援専門員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条 利用者支援専門員の選考は、次の各号に該当する者の中から、筆記試験又は論述試験、及び面接試験の内容を総合的に勘案して任用する。

（1）次のア～エのいずれかに該当すること

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ 社会福祉士

ウ 4年以上社会福祉に関する業務に従事した者

エ 前各号に準ずる者であって、利用者支援専門員として必要な知識経験を有する者

（2）相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする、大阪市利用者支援事業実施細目で定める利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、その他これに類する事業や業務について、以下の区分ごとの実務経験の期間を有すること。

ア 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者 1年

イ 上記ア以外の者 3年

（任用期間）

第3条 利用者支援専門員の任用期間は1年以内とし、任用期間の終了日は毎年3月31日とする。

2 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（職務）

第4条 利用者支援専門員は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（雇児発0521第1号、平成27年5月21日）「利用者支援事業実施要綱」の「4実施方法一（1）基本型一④業務内容」において定められる業務を行うものとする。

（勤務時間等）

第5条 利用者支援専門員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

（1）勤務日数

1日6時間の勤務時間で、週5日の勤務日

(2) 勤務時間

午前9時15分～午後4時00分

(3) 休憩時間

45分

(4) 休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（その他）

第6条 その他必要な事項は、住之江区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。